事 務 連 絡 令和2年3月19日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について

標記について、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事及び日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知しましたので、お知らせいたします。

年管管発 0319 第 2 号 令 和 2 年 3 月 19 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長 (公印省略)

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」の一部改正について

電子申請における、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類(以下「代行証明書」という。)をもって電子署名を省略することができる取扱いについては、平成26年7月7日年管管発第5号(以下「平成26年通知」という。)(別添1)により取り扱ってきたところであるが、令和2年4月1日より、経済産業省が提供する、法人番号を活用し一つのIDパスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム(以下「GビズID」という。)による電子申請が開始されることから、下記のとおり取扱いを改めることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済みであることを申し添える。

記

1. 代行証明書の具体例の変更 平成 26 年通知中3 (4) アを別紙のとおり改める。

別紙

「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」(平成26年7月7日年管管発0707第5号、年国発0707第1号)

新旧対照表

改正後	現						
電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について	電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について						
(略)	(略)						
記	記						
$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)						
3 (1) ~ (3) (略)	3 (1) ~ (3) (略)						
(4)代行証明書等の <u>様式</u>	(4) 代行証明書等の具体例						
ア 代行証明書の様式は、別添2のとおりであり、GビズIDによる電	ア 代行証明書の具体例は、別紙1、2のとおりであること。						
子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要で							
あるので、受付の際は留意すること。							
なお、令和2年3月31日より前に使用されていた改正前の別紙2の							
様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引							
き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電							
子申請ができること。							
イ (略)	イ (略)						
4 (略)	4 (略)						

別添1【改正前】

年管管発 0 7 0 7 第 5 号年 国 発 0 7 0 7 第 1 号平成 2 6 年 7 月 7 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長 (公 印 省 略) 厚生労働省年金局国際年金課長 (公 印 省 略)

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略については、これまで「社会保険 労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」(平成 20 年 6 月 23 日付け庁保険発第 0623001 号・社業発第 13 号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長連名通知)及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」(平成 21 年 3 月 18 日付け庁保険発第 0318001 号社会保険庁総務部総務課長・運営部年金保険課長連名通知)により実施してきたところであるが、今後は、日本年金機構の定める電子申請が可能な手続すべてについて下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏なきよう取り計らわれたい。社会保障協定関係の手続についても下記のとおり取り扱うこととすることを念のため申し添える。

これに伴い、「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済であり、別途通知していること、また、全国健康保険協会には保険局保険課より別途通知されることを申し添える。

記

1 事業主が提出する届書等について

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合は、社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類(以下「代行証明書」という。)を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることを可能とする。

2 被保険者が事業主を経由して提出する届書等について

被保険者が事業主を経由して提出する届書等に係る手続をする場合は、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨(社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。)の委任状を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることを可能とする。

3 実施方法

(1) 電子データの形式

電子データの形式は、JPEG(拡張子: jpg)又は、PDF(拡張子: pdf)とすること。

(2)原本の保存

届書等、代行証明書及び委任状の原本(紙届書等)については、事業主又は社会保険労務士において提出後2年間(健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第34条、船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第20条及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第28条に定める法定保存期限)保存すること。

(3) 年金事務所等における事務処理について

日本年金機構は、年金事務所等における電子申請の受付時に、代行証明書や委任状の添付を確認すること。

(4) 代行証明書等の具体例

ア 代行証明書の具体例は、別紙1、2のとおりであること。

イ 委任状の具体例は、別紙3のとおりであること。

(5) 届書等の様式への注記

電子申請が可能な届書等については、当該届書等の「記入方法」欄等に、電子申請による届出が可能であること、及び社会保険労務士が提出代行する場合に代行証明書や委任状を添付することにより事業主や被保険者の電子署名を省略することができることを追記すること。

当面の間は、当該記載のない届書等も使用可能とするが、できる限り速やかに対応すること。

4 実施時期

1から3までの措置は、平成26年7月8日申請分から実施。

【改正後】

年管管発 0 7 0 7 第 5 号年 国 発 0 7 0 7 第 1 号平成 2 6 年 7 月 7 日

(改正:令和2年3月19日年管管発0319第2号)

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長 (公 印 省 略) 厚生労働省年金局国際年金課長 (公 印 省 略)

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について

電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略については、これまで「社会保険 労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」(平成 20 年 6 月 23 日付け庁 保険発第 0623001 号・社業発第 13 号社会保険庁運営部企画課長・医療保険課長・年金保険課長・社会保険業務センター総務部長連名通知)及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」(平成 21 年 3 月 18 日付け庁保険発第 0318001 号社会保険庁総務部総務課長・運営部年金保険課長連名通知)により実施してきたところであるが、今後は、日本年金機構の定める電子申請が可能な手続すべてについて下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施について遺漏なきよう取り計らわれたい。社会保障協定関係の手続についても下記のとおり取り扱うこととすることを念のため申し添える。

これに伴い、「社会保険労務士の電子申請における事業主の電子署名の省略について」及び「電子申請における被保険者の電子署名の省略について」は廃止する。

なお、本取扱いについては、全国社会保険労務士会連合会と協議済であり、別途通知していること、また、全国健康保険協会には保険局保険課より別途通知されることを申し添える。

記

1 事業主が提出する届書等について

事業主が提出する届書等に係る手続を社会保険労務士が代行する場合は、社会保険労務 士が事業主の提出代行者であることを証明することができる書類(以下「代行証明書」と いう。)を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該事業主の電 子署名に代えることを可能とする。

2 被保険者が事業主を経由して提出する届書等について

被保険者が事業主を経由して提出する届書等に係る手続をする場合は、被保険者本人が作成した、事業主を代理人とする旨(社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合は、当該社会保険労務士を復代理人とする旨も含む。)の委任状を当該届書等と併せて電子データとして送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることを可能とする。

3 実施方法

(1) 電子データの形式

電子データの形式は、JPEG(拡張子: jpg)又は、PDF(拡張子: pdf)とすること。

(2)原本の保存

届書等、代行証明書及び委任状の原本(紙届書等)については、事業主又は社会保険労務士において提出後2年間(健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第34条、船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第20条及び厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第28条に定める法定保存期限)保存すること。

(3) 年金事務所等における事務処理について

日本年金機構は、年金事務所等における電子申請の受付時に、代行証明書や委任状の添付を確認すること。

(4) 代行証明書等の様式

平成 26 年通知中3 (4) アを以下のとおりとする。

ア 代行証明書の様式は、別添2のとおりであり、GビズIDによる電子申請の場合においては、社会保険労務士証票の写しの貼付が必要であるので、受付の際は留意すること。

なお、令和2年3月31日より前に使用されていた改正前の別紙2の様式については、委託に変更がない限り、令和2年4月1日以降も引き続き当該様式を使用して社会保険労務士に係る電子証明書により電子申請ができること。

イ 委任状の具体例は、別紙3のとおりであること。

(5) 届書等の様式への注記

電子申請が可能な届書等については、当該届書等の「記入方法」欄等に、電子申請による届出が可能であること、及び社会保険労務士が提出代行する場合に代行証明書や委任状を添付することにより事業主や被保険者の電子署名を省略することができることを追記すること。

当面の間は、当該記載のない届書等も使用可能とするが、できる限り速やかに対応すること。

4 実施時期

1から3までの措置は、平成26年7月8日申請分から実施。

別紙 1 (令和2年3月31日廃止)

提出代行に関する証明書(個別委託用)

						平成	年	月	日
〇社会保険労務士事務所名	名称								
〇事務所所在地									
○登録番号									
〇社会保険労務士氏名 _									
私は、上記の者に、労んします。	動社会保険諸法	令に基づ	く下記の	届書等♂)提出代行事	務を委託	してい	ることを	証
			記						
【委託事項】 (具体的な申請書等の	の名称を記入す	る。)							
【委託期間】 平成 年 月	日から平成	年	月 日	まで					
〇事業所名称								L)	上
〇事業所所在地									
○事業主氏名					A				

提出代行に関する証明書(継続委託用)

			令和	年	月	日
〇社会	∶ 保険労務士事	務所名称	-			
〇事務	系所所在地					
〇登錄	禄番号					
〇社会	·保険労務士氏:	名	-			
• •		、労働社会保険諸法令に基づく届書等の提出代行事務を委託 代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子			とに同	意し
〇事業	美所名称				j	以上
〇事業	美所所在地		-			
〇事業	美主氏名	©	-			
	社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、今般の届書等の提出に関する手続において7 ことを証します。 氏名	有効であ ^り	3		

委 任 状

(代理人) 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号		
(復代理人) 社会保険労務士事務所 社会保険労務士事務所 社会保険労務士氏名 電話番号		
私は上記の者を代理力を委任します。	人及び復作	弋理人に選定し、次の事項に関する手続の権限
この委任状をもって多下の届書等を管轄年金事		電子署名に代えることとし、電子申請により以 是出を行うこと。
(届書名)		
平成 年 月	日	
	委	委任者住所
	委	委任者氏名
	委	委任者氏名(第3号被保険者)

(注)「健康保険被扶養者(異動)届」と「国民年金第3号被保険者(資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)、資格喪失、死亡、氏名・生年月日・性別変更(訂正))届」を同時に提出する場合は、健康保険の被保険者及び第3号被保険者双方が委任者になります。

提出代行に関する証明書

						令和	年	月	E
〇社会保険労務士事	務所所在地								
〇社会保険労務士事	務所名称								
〇社会保険労務士氏	.名								
〇登録番号									
	└──┴ 労働社会保険諸法令 わり、この証明書を								
〇事業所所在地									以上
〇事業所名称									
〇事業主氏名 _						<u> </u>			
社会保険 この	証明書は、今般の届書	等の提出に	関する手続	において	て有効で	あること	を証し	ます。	
記入欄		<u>氏名</u>					<u> </u>		
面)	る申請の場合、 :証票コピー貼付(:よる申請の場合は		G ビズI 社会保 (証会 (記載が ※ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	食労務: がある: 正明書	士証票場合の	コピー則	占付(